

## 提案書評価基準

### 1 基本的な評価事項

受託者の決定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託者とします。

### 2 評価点

提案書及びヒアリングの内容を評価し、評価点を与えます。  
評価委員一人あたりの評価点の満点は232点とします。

### 3 評価点の最も高い者が2以上あるときの対応

該当者のうち、評価項目1～3の合計点が高い者とします。

### 4 ヒアリングを欠席した評価委員の評価点の取扱

評価委員がヒアリングを欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

### 5 評価方法

#### (1) 評価項目1から3（表1参照）について

ア 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。

イ 評価は各評価項目5点満点とし、A＝5点、B＝3点、C＝0点とします。

例えば、表1において配点10点の評価項目の場合は

評価がAであれば評価点は  $10 \times 5 / 5 = 10$  点

評価がBであれば評価点は  $10 \times 3 / 5 = 6$  点

評価がCであれば評価点は  $10 \times 0 / 5 = 0$  点

ウ 業務内容により、5段階評価とすることも可とします。この場合A Bの中間をA'、B Cの中間をB' とし、各々4点、2点とするものとします。

《点数早見表》

	A	A'	B	B'	C
30	30点	24点	18点	12点	0点
20	20点	16点	12点	8点	0点
10	10点	8点	6点	4点	0点

#### (2) 評価項目4（表1参照）について

ア A、Bの2段階評価を行います。

イ 評価は各評価項目1点満点とし、A＝1点、B＝0点とします。

#### (3) 評価項目5及び6（表1参照）について

ア A、Bの2段階評価を行います。

イ 評価は4点満点とし、A＝4点、B＝0点とします。

### 6 失格事項

いずれかの評価項目の評価点が0となったもの（項目1、2及び3のみ）、又は、評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とし（評価委員7人がヒアリングに出席した場合の満点は1,624点、基準点は975点）、基準点に達しないものとします。

なお、いずれかの評価項目の評価点が0とは、評価項目、又は評価の着目点の評価において、評価委員のうち3人以上が評価点を0とした場合とします。

### 7 その他

すべての評価項目を絶対評価により採点します。

表1 基本的評価事項

評価項目 (最高配点)	評価の着目点	配点	評価	評価の 換算式	評価 点
(例)	(1) 全国的な福祉情勢・政策・制度等に精通しているか。	20	B	20×3/5	12
1 研修実施にあたって必要な政策等への知識・理解 (最高80点)	(1) 社会福祉法、介護保険法等の関連法令や、全国的な高齢者福祉動向・政策・制度に精通しているか。 その他、高齢者福祉、子育て、障害児者等各福祉分野全般における相当程度の知識があるか。	20			
	(2) 「地域福祉保健計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、をはじめとした横浜市の福祉保健関連の行政計画を理解しているか。 横浜市における地域支援・高齢者支援の実際に精通しているか。	30			
	(3) 地域ケアプラザ（特に所長並びに地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーター）の業務内容に精通しているか。 横浜市独自の地域ケアプラザの強みを生かした支援を地域ケアプラザの職員に提案できるか。	30			
2 当該業務に関する具体的な提案内容 (最高80点)	(1) 各コースの内容・目的に適したカリキュラムを企画しているか。	20			
	(2) 各コーディネーター職及び所長職の現状抱える課題を具体的に把握し、課題解決につながる研修内容の提案ができているか。	30			
	(3) 研修内容・目的に適した予定講師を選定し、研修参加者の知識・技術の向上に寄与できる企画内容となっているか。	30			
3 応募者の実績・経験・実践力等について (最高60点)	(1) 類似分野の研修又は事業・計画等への関与の実績件数（過去5年間）	20			
	(2) 取組意欲	20			
	(3) 予定担当者の実務経験、専門分野の内容及び調整・訴求能力	20			
4 ワークライフバランスに関する取組 (最高4点)	(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
	(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1			
	(3) 次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク、トライくるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし）の取得、又はよこはまグッドバランス企業認定の取得	1			
	(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づくユースエール認定の取得	1			
5 障害者雇用に関する取組 (最高4点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成しているか。	4			
6 健康経営に関する取組 (最高4点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくは、AAクラスの認証を取得しているか。	4			
評点の合計（最高232点）					